

広島県告示第 695 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 8 月 19 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東広島市西条町御菌宇 6180 中国産業株式会社 代表取締役 福居 裕晃
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市西条町御菌宇 6184. 6186. 6187 ホテル KAMO

2 申請の内容

66 の 2 ロ 旅館業の用に供する洗たく施設 1 基を廃止する。また、排水の系統の変更に伴い排水口の水質を変更し、雨水排水口 6 箇所を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

66 の 2 ロ 旅館業の用に供する洗たく施設 1 基 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	変更前		変更後		
		通 常	最 大	通 常	最 大	
総合排水口	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/l)	5	5	5.91	15.0
	化学的酸素要求量		10	10	11.36	25.0
	浮遊物質		5	5	5.5	10.0
	燐含有量		5	10	5.3	10.0
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		180	220	198	243

(その2) 雨水専用

(新設)

No. 1 排出口, No. 2 排出口, No. 3 排出口, No. 4 排出口, No. 5 排出口及びNo. 6 排出口

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年8月19日から平成22年9月9日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活環境部環境対策課